

美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査 業務委託 特記仕様書

1 目的

愛知県において美術品を収蔵している3施設（愛知県美術館、愛知県陶磁美術館、愛知県立芸術大学）では、いずれも収蔵スペースの確保について課題がある。各施設が引き続き美術品の保存及び収集活動を継続していくにあたって、効率的な課題解決手法を検討する必要がある。

そこで、令和5年度に実施した「美術品収蔵庫整備に係る基本調査・整備事業手法検討調査」（以下「基本調査」という。）を基に、本事業の前提条件及び課題の整理を行い、収益可能性を含めて取りまとめた上で、事業構想として具体化させた事業モデル案（以下「モデル案」という。）を提案するもの。

また、モデル案について、PFI等民間活力導入可能性を期待できる場合は、併せて要求水準書案の検討など、設計と条件の事前整理を行うもの。

2 基本調査における3施設合同収蔵庫想定概要

モデル案の提案にあたっては、基本調査において整理した以下の内容を参照の上、後述の3(1)において調査・検討する内容を踏まえること。

〈収蔵室〉収蔵室、前室、修復室、撮影室（収蔵室面積計5,900㎡）

〈共用部〉事務室、荷捌場、機械室、EV、階段、廊下、WC

〈その他〉駐車場など

※ 基本調査に基づく内容であり、本業務における提案内容を拘束するものではない。

3 業務内容

(1) 前提条件・課題整理

ア 先進事例の調査

モデル案検討に資するため、収蔵庫整備に関する事例（美術館等と一体整備したものを含む）について、事業収支、事業スキーム、官民リスク分担などについて調査する。

なお、国内だけでなく、海外の事例も積極的に調査すること。

イ 関係法令整理

都市計画法、建築基準法、消防法、地方自治法などの関係法令の適用内容を整理し、疑義等があれば所管行政庁と事前相談を行う。

なお、事前相談について、協議結果は速やかに報告するとともに、議事録は協議先と相互確認した上で提出する。

ウ 適地調査

別途県から提示する愛知県内の県有地（4か所程度）について、それぞれ用途地域、アクセス、インフラ（周辺道路を含む）、災害危険性などについて整理し、モデル案として適当な候補地を提案する。

また、各敷地における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するにあたって有効な情報を把握するため、土壌汚染対策法に定める地歴調査を行う。なお、地歴調査は、同法に基づく指定調査機関に実施させるものとし、再委託等による実施を認める。

エ 建物配置の検討

前記3(1)ウにおいて提案する候補地について、別途県から提示する与条件（県内美術館の意見など）を踏まえ、周辺環境や維持管理等に配慮した建物形状及び配置計画、並びに施設規模を勘案した事業敷地としての適正規模の検討及び問題点の整理を行う。

オ 事業範囲の検討

従来の公共事業方式とPPP/PFI方式とを比較し、収益可能性を含めた効率的な整備事業手法を検討するとともに、リスク分担やメリット・デメリットの分析を行う。

なお、前記3(1)アにおいて調査した類似事例を交えることとし、主な検討及び問題点の整理を行う項目は次のとおりとする。

- ・施設の維持管理・運営方法の検討
- ・モニタリング方法及び事業期間終了後の検討（施設の譲渡条件等）
- ・適切な事業期間及び事業範囲（官・民の役割分担等）の検討
- ・県の支払いメカニズム（支払いの枠組み、ペナルティ・インセンティブ等）の検討
- ・類似課題解消に資する取組みの検討
- ・工期短縮効果、費用削減効果（収益可能性を含む）の検討

カ 事業モデル案の検討、整理

上記3(1)アからオまでを踏まえ、モデル案として取りまとめる。なお、実現にあたって満たすべき条件があれば併せて整理する。

(2) 事業モデル案の具体化

ア 民間事業者等ヒアリング

上記3(1)カにおいて検討・整理するモデル案について、事業への参加意向、事業に必要な期間、事業費等のヒアリングを実施する。

イ その他必要な事項

事業内容の熟度を高めるために必要な調査・検討を行う。

なお、美術館や美術品の取扱いについて知識・技術を有する外部専門家等に対してヒアリングを行う場合は、ヒアリング候補者及び実施方法等は県と協議の上決定すること。

(3) 事業モデル案の評価、スキームの検討

上記3(1)及び(2)で調査・検討した内容を踏まえ、モデル案を1案以上作成・評価の上、望ましい事業スキームを提案する。

なお、各案には次の項目を含めるものとする。

- ・案の考え方（事業手法及びVFM評価を含む）
- ・モデル案施設の概略配置図及び平面図
- ・概算事業費（建設費のほか、設計・監理費、ランニングコストを含む）
- ・工程表（事前手続き等を含む所要期間）
- ・関係法令等の検討書

(4) 設計と条件の事前整理

上記3(3)で提案するモデル案（複数案提案の場合は、その中から県と協議の上選定する1案）についてPFI等民間活力導入可能性を期待できる場合は、次の項目を設計と条件として事前整理する。

ア 官民リスク分担の明確化

前記3(1)オで検討した内容を基に、効率的な事業構築を図るため、適切なリスク配分及びリスク管理について明確化する。

- ・リスクの抽出、特定、負担者の検討、定量化等
- ・リスクの管理方法の検討、リスク調整のための調査

イ 実施方針案の検討・文章化（ただし、モデル案がPFI手法となる場合に限る）

- ・特定事業の選定に関する事項（事業の目的、事業に必要とされる許認可等、事業範囲、事業スケジュール、事業方式、特定事業の選定方法など）
- ・民間事業者の募集及び選定に関する事項（選定方法、選定スケジュール、応募手続き、応募者の資格要件、審査に関する事項など）
- ・民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施等の確保に関する事項（上記3(4)アで明確化したリスク分担、民間事業者に対するサービス水準、県によるモニタリングなど）
- ・施設の立地並びに規模及び配置に関する事項（前記3(1)ウ及びエで検討した施設の立地条件・敷地・要件など）
- ・ガバナンスに関する事項
- ・事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- ・事業が継続困難となった場合における措置に関する事項
- ・法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- ・その他特定事業の実施に関し必要な事項

ウ 要求水準書案の検討・文章化

- ・施設・設備機能のニーズ調査・検討（前記3(1)オ関係）
- ・民間のノウハウを最大限活用し、効果的な施設運営を行うための事業者に対する提案方法の検討（前記3(1)オ及び(2)ア関係）
- ・設計、建設、維持管理、運営等全般に係る要求水準書案の検討

4 業務期間等

- (1) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (2) 中間報告

令和6年9月中旬までに、前記3(3)の概要について報告書を提出する。

5 業務の進捗管理

企画提案等に基づき、県と調整の上、事業実施計画（スケジュール）を作成すること。また、本業務を進めるにあたっては、県と十分に協議を行いながら実施し、進捗状況を県に逐一報告すること。

特に、美術品収蔵庫として求められる施設機能に関する検討等にあたっては、各施設の学芸員等と十分に協議を行うこと。

6 成果品

事業モデル検討調査報告書（電子データ（CD-ROM等）一式を含む）

- (1) 本冊（8部）
 - ・ A4判無線綴じ製本、両面カラー（表紙：コート紙、本文：上質紙）
- (2) 別冊（1部）
 - ・ 先進事例調査関連資料（前期3(1)ア関係）
 - ・ 関係機関協議議事録（前期3(1)イ関係）
 - ・ 地歴調査報告書（前期3(1)ウ関係）
 - ・ 民間事業者等ヒアリング関連資料（前期3(2)関係）
- (3) 概要版（データのみ）
 - ・ A3判、両面カラー、2頁程度

7 その他

- (1) 基本調査報告書等及び本業務遂行上（前記3(1)ウ及びエ等）必要な資料は、契約締結後に県から貸与するが、速やかに返却するとともに取扱いに十分注意すること。また、本業務で知り得た情報については、管理・保管及び外部への漏洩に十分注意すること。
- (2) 県から依頼のあった場合は、県内部での検討を目的とした関係者による打合せ会議（年5回程度非公開での開催を想定。オンラインを含む）に出席し、会議資料作成等の運営補助に協力すること。
- (3) 県と打合せ（上記7(2)を除く。オンラインを含む）をしたときは、必要に応じて議事録を作成・提出すること。
- (4) 前記4(2)に定める中間報告においてPFI等民間活力導入可能性を期待できない場合は、前期3(4)に定める業務内容及び業務委託料について、県と協議の上決定するものとする。
- (5) 本業務の受託者（再委託等を含む。ただし、前記3(1)ウにおいて地歴調査のみを再委託等される指定調査機関を除く。）（以下「受託者」という。）は、モデル案又はモデル案に基づく施設等の整備等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条に基づく特定事業として選定された場合にあっては、同法第8条に定める民間事業者の選定に応募又は参画すること及び応募又は参画しようとする民間事業者のアドバイザーとなることを禁止するものとする。また、受託者と資金や人事面において関連があると認められる者も同様とする。
- (6) 業務期間中途において成果品の一部を県から求められた場合には、提出時期等、県との協議の上取りまとめ、提出すること。
- (7) 本特記仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合や、本特記仕様書に定められていない事項については、県と協議の上決定すること。
- (8) 本特記仕様書に定める提出物等の提出後の利用に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分に配慮し、許諾等が必要な場合は受託者の責によって手続きを行うこと。